

令和4年度札幌市地域公共交通計画策定支援業務に係る提案説明書

1 業務の名称

令和4年度札幌市地域公共交通計画策定支援業務

2 趣旨

本説明書は、「令和4年度札幌市地域公共交通計画策定支援業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本市の「札幌市総合交通計画（令和2年3月策定）」では、“交通体系の基本的な考え方”として「持続可能な交通ネットワークの確立」を掲げている。また、札幌市バス路線維持基本方針（平成21年4月策定）や札幌市路面電車活用計画（平成24年4月策定）に基づき、交通ネットワークの維持及び活用に係る施策を進めている。

現在、本市の公共交通は、基軸となる大量輸送機関（地下鉄・JR）にバスネットワークを接続することで、市民等の大量な移動需要を支えている。しかし、少子高齢化の進行による人口減少や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動変容等により、本市内の公共交通事業者の経営環境は厳しい状況にある。特にバスにおいては、運転手不足も相まって、将来的にバスネットワークの維持が困難になることが懸念されており、これらの状況に対応する持続可能な交通ネットワークの形成が求められている。

そのため、本市では、交通事業者、有識者、利用者及び関係団体等が公共交通に関する議論を行う場である「（仮称）札幌市公共交通協議会（以下「会議」という。）」を設立し、持続可能な交通ネットワーク形成の指針となる「札幌市地域公共交通計画（以下「計画」という。）」を令和6年度中に策定することを目指している。

本業務は、計画の策定に向け、本市の公共交通が抱える課題の分析、会議の運営及び計画案の骨子検討に係る支援を行うことを目的とする。

4 業務の内容

別紙「令和4年度札幌市地域公共交通計画策定支援業務仕様書」のとおり。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年（2023年）3月31日（金）までとする。

6 業務提案の上限額

金 6,000,000 円を上限額とする（消費税及び地方消費税 10%を含む）。

7 企画提案を求める事項

	項 目	説 明	ページ数
業務執行能力	(1)業務の実施方針及び業務フロー	・提案者の本業務に対する考え方等	A4判1ページまで
	(2)業務スケジュール及び実施体制	・令和6年10月に計画を策定すると仮定した場合の全体的なスケジュール及びそれを踏まえた本業務のスケジュール ・本業務の実施体制及び配置予定者の類似業務実績	A4判1ページまで
	(3)参考見積	・本業務全体について、上記6に示す上限額の範囲内とする積算及び業務別の積算内訳	A4判1ページまで
企画提案内容	(4)本市の公共交通の現状整理を行う際の着目点	・札幌市の公共交通に係る現状の整理を行うにあたり考慮すべきポイント及びその理由等	A4判1ページまで
	(5)将来的に本市が持続可能な公共交通を実現するための着目点	・将来的に札幌市において「持続可能な公共交通ネットワーク」を確立するために考慮すべきポイント及びその理由	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による

再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」又は札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、入札参加資格者に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

ア 正本 1 部

(ア) 参加意向申出書（様式第 1 号）

(イ) 企画提案書（様式自由）

企画提案書の用紙サイズは A4 判とし両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。

ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

イ 副本 9 部

上記(イ)企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記 14 の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和 4 年 11 月 22 日（火）15 時 00 分必着（郵送の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用にあたっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用にあたっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者あたり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和4年11月15日（火）17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで電子メールまたはファクスにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「令和4年度札幌市地域公共交通計画策定支援業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は5件とする。なお、参加者が5件以下の場合、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行うこともある。

(ア) 出席者は1件あたり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の配置予定者とする。

(イ) プレゼンテーションは、30分程度（説明15分・質疑15分）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和4年11月24日（木）

二次審査 令和4年11月28日（月）

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)及び(4)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はいくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

	審査項目	審査基準	配点
業務執行能力	(1)業務の実施方針及び業務フロー	・本業務の目的及び内容を十分に理解したものであるか。	15
	(2)業務スケジュール及び実施体制	・スケジュールが妥当かつ具体的であり、柔軟な調整が可能なものであるか。 ・類似業務の実績があるなど、本業務の遂行に必要な体制が構築されているか。	30
	(3)参考見積	・事業実施の経費積算は妥当か。	5
企画提案内容	(4)本市の公共交通の現状整理を行う際の着目点	・着目点及びその理由が適切かつ具体的に示されているか。	30
	(5)将来的に本市が持続可能な公共交通を実現するための着目点	・着目点及びその理由が適切かつ具体的に示されているか。	20

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が 1 件の場合は、審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、企画提案内容（参考見積を含む。）を変更したうえで、契約する場合がある。また、企画提案にあたって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合は、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

下記の参考図書については、下記 14 の場所にて閲覧可能。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。ただし閲覧は令和 4 年 11 月 21 日（月）17 時 15 分までとする。

- (1) 札幌市バス路線維持基本方針（平成 21 年 4 月）
- (2) 札幌市路面電車活用計画（平成 24 年 4 月）
- (3) 持続可能なバス交通体系の確立に向けた基本方針（平成 28 年 3 月）
- (4) 札幌市総合交通計画改定版（令和 2 年 3 月）

14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 ファクス 011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp